

青森市国際交流員派遣要領

(目的)

第1条 この要領は、国際交流員の派遣に係る必要な事項を定め、もって派遣された国際交流員との交流を円滑にし、市民による国際理解を促進し、ひいては本市の国際交流の推進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 国際交流員の派遣対象は、次に掲げるものとする。

- 一 市内の町会、子供会、女性団体、老人クラブ等における事業
- 二 市内の学校、幼稚園、保育園等における事業
- 三 市内に住所を有する国際交流等を目的とする団体における事業
- 四 その他国際交流員の派遣が妥当と認められる団体等における事業

2 前項においては、概ね20名以上の参集者が見込まれる場合に限り、派遣するものとする。

(指導内容)

第3条 国際交流員の指導する内容は、次に掲げるものとする。

- 一 簡易な語学指導
- 二 国際交流団体の事業活動に対する助言
- 三 異文化理解のための講演等
- 四 その他国際交流員の職務と認められる事項

(派遣人員)

第4条 派遣される国際交流員の数は、1回の開催につき2名以内とする。

(派遣日時等)

第5条 国際交流員が派遣される日時は、原則として当該国際交流員の勤務時間内とする。ただし、特に必要と認められる場合は、当該国際交流員の意見を聴いて、勤務時間外に派遣することができる。

2 派遣時間は1回の開催につき、概ね2時間以内とする。

3 派遣場所は市内に限り、依頼者側で準備する。

(申込み)

第6条 国際交流員の派遣を受けようとする団体等の代表者は、原則として派遣日の2週間前までに派遣依頼書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(派遣決定)

第7条 市長は前条の申込みがあったときは、その可否を決定し、派遣決定通知書(様式第2号)により、申込者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(活動の報告)

第8条 派遣された国際交流員及び依頼者は、当該事業の終了後、活動報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(実費負担)

第9条 依頼者は、国際交流員に対して謝金等の報償費は支給しないものとする。ただし、その事業に伴う交通費及び材料費等の実費については、依頼者がすべて負担するものとする。

(免責)

第10条 市は、国際交流員が派遣された事業における事故等については、一切の賠償の責を負わないものとする。

(派遣の制限)

第11条 市長は、依頼者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国際交流員の派遣を受諾しないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- 二 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- 三 その他国際交流員の派遣の目的に反するものであるとき。

(変更等の届け出)

第12条 第7条の規定により、国際交流員の派遣の決定を受けた依頼者は、日時、場所その他申請事項に変更があったとき、又は派遣を取消そうとするときは、直ちに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、国際交流員の派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。